

米国の改正 1930 年関税法 (CDSOA : バード修正条項)

(パネル報告 WT/DS217/R; WT/DS234/R、提出日 : 2002 年 9 月 16 日)

(上級委員会報告 WT/DS217/AB/R; WT/DS234/AB/R、提出日 : 2003 年 1 月 16 日、

採択日 : 2003 年 1 月 27 日)

田村次朗

. 事実の概要¹

1 . 事案の概要

本件は、2001 年農業法の一部として制定され、1930 年関税法第 7 章に新たに追加された 754 条 (バード修正条項) が紛争の対象となった。バード修正条項においては、1921 年 AD 法に従って賦課された関税は (適格な消費のために) 影響のある国内の生産者に分配される。影響のある国内の生産者の定義は、AD 税及び相殺関税の賦課提訴を行うか、又はその提訴を支持した生産者や企業である。そして、適格な消費とは、AD 税、相殺関税を分配した後の研究開発などの消費のことをいう。(パネル para.2.1~2.4)

影響を被った国内産業に対する分配は、2001 年 12 月の時点で総額 2 億 6 百万ドルを超える。(上級委 para.14)

2 . 手続きの時系列

- ・ 2000 年 10 月 28 日 : バード修正条項が米大統領の署名により発効した。
- ・ 2000 年 12 月 21 日 : オーストラリア、ブラジル、チリ、EC、インド、インドネシア、日本、韓国、タイが GATT22.1 条、AD 協定 17.2 条、17.3 条、SCM 協定 7.1、30 条について、DSU4 条に基づいて米国に対して協議要請を行った。
- ・ 2001 年 7 月 12 日 : オーストラリア、ブラジル、チリ、EC、インド、インド

¹ 本稿作成に当たり、慶應義塾大学大学院修士課程の荒証君、及び同大学院博士課程の隅田浩司君には、資料収集についてお手伝いを頂いた。また、本稿に関連して、UFJ 総合研究所の飯野文さんに有益なコメントを頂くことができた。そして前経済産業省の米谷一以氏には、本稿に先立つ報告に際して有益なコメントを頂いた。皆様にこの場をお借りして深く感謝申し上げたい。

ネシア、日本、韓国、タイはパネル設置を要請した。

- ・ 2001年8月(日数): 上記要請に基づき、DSBはパネルを設置した。
- ・ 2001年8月10日: カナダ、メキシコはパネル設置を要請した。
- ・ 2001年9月10日: 上記要請に基づき、DSBはパネル設置を認め、問題をパネルに付託した。
- ・ 2002年9月2日: パネル報告提出。(パネル para.1.1~1.10)
- ・ 2002年10月18日: 米国はパネルによる法的問題及び解釈について上訴の意思を表明した。(上級委 para.7)

. 論点毎のパネル・上級委の報告要旨

論点 A. CDSOA は、AD 協定 18.1 条又は SCM 協定 32.1 条におけるダンピング又は補助金に対する特定の措置であるか否か。

1. 申立国の主張

バード修正条項はダンピング・補助金に対抗する特定の措置であり、AD 協定 18.1 条、SCM 協定 32.1 条、1994 年の GATT6 条 2 項、6 条 3 項に違反すると主張した。CDSOA 総裁金の支払いはダンピングの結果に左右されることから、ダンピングに対する特定の措置を構成すると主張した。(パネル para.7.8~7.10)

2. 被申立国の主張

米国は、AD 協定 18.1 条はダンピングに「対抗する」特定の措置に限定されていることを強調した。(パネル para.7.12)

3. パネルの判断

- ・ 1916 年法上級委員会報告書の示した基準はある措置が「ダンピングに対抗する特定の措置」を構成するか否かの問題に対する決定的な基準ではないと考える。ある措置はダンピングという要素を含む状況に対してとられる措置、ダンピングに何らかの悪影響を与えている措置である場合のみ「ダンピングに対する特定の措置」を構成する。(パネル para.7.18)

- ・結論として、ダンピングという要素を含む状況においてのみ支払われることから、CDSOA の相殺金支払いはダンピングに対する特定の措置であると認める。この理由をもって、われわれは CDSOA はダンピングに「関連する」特定の措置であると認める。次にわれわれは CDSOA はダンピングに「関連する」特定の措置であると認める。次にわれわれは CDSOA がダンピングに「対抗する」特定の措置であると認める。(パネル para.7.23)
- ・CDSOA はダンピングに対して悪影響を与えており、したがってダンピングに「対抗する」措置であると結論する。CDSOA は、その構造上影響を受けた国内生産者に相殺金支払いダンピング輸入に対抗する競争上の利益を与えるものとなっており、ダンピング・補助金輸入と「影響を受けた国内生産者」の生産する製品との競争関係に悪影響を与えている。(パネル para.7.35)
- ・以上により、CDSOA がダンピング・補助金に対抗する特定の措置であり、AD 協定 18.1 条及び SCM 協定 32.1 条に違反し、したがって 1994 年 GATT6 条 2 項、6 条 3 項にも違反する。(パネル para.7.51)

4 . 上訴国の主張

- ・パネルによる、CDSOA は AD 協定 18.1 条及び SCM 協定 32.1 条におけるダンピング及び補助金に対する特定の措置であるとの解釈は誤っている。(上級委 para.15)
- ・CDSOA は米国政府から国内産業に対する資金の分配を規定するものであり、ダンピングされた製品又は補助金に助成をうけた製品に措置を課すものでなく、また、輸入者、外国生産者・輸出者に対して特定の法的義務を課すものではない。

5 . 被上訴国の主張

- ・CDSOA は AD 協定 18.1 条及び SCM 協定 32.1 条に対する違反を構成する。WTO 加盟国は主権国家に対してたとえそれが財政上の問題であったとしても、国内法及び規則を公布し執行する権限に多くの制限を課すことに同意しているのである。特に、この紛争に関しては、米国は AD 協定及び SCM 協定で解釈されるところの、GATT1994 に整合的である場合を除いたダンピング及び補

助金に対する特定の措置を構成する措置をとらなかった。(上級委 para.20~21)

- ・ 法規定それ自体に鑑み、措置がダンピングの構成要素があるときのみにとられるところから、当該措置は特定の措置を構成する。すなわち、CDSOA はダンピング及び補助金に向けられた措置なのである。(上級委 para.98)
- ・ パネルは、CDSOA がダンピングに対して不利な関係をもたらすものであるとの意味において、ダンピングに対して作用するものと適切な判断を下した。18.1 条にも 32.1 条にも、「対する」との文言を直接的な接触又は効果を求めるものであると解釈することには文言上の根拠はない。CDSOA は影響を受けた国内産業に対して、ダンピング輸入に対する競争上の優位性を改善する資源を与えるものである。これはまさに、CDSOA がダンピングに対する措置であることの要素である。(上級委 para.100)

6 . 上級委員会の判断

- ・ AD 協定 18.1 条では、次のように規定されている。他の加盟国からのダンピング輸出に対するいかなる措置も、この協定により解釈される GATT1994 の規定による場合を除くほか、とることができない。(上級委 para.234)
- ・ 他の加盟国の補助金に対するいかなる措置も、この協定により解釈される GATT1994 の規定による場合を除くほか、とることができない。(上級委 para.235)
- ・ これらの規定において使用された文言の通常の意味をみれば、それらがある措置が規律されるためには 2 つの満たされなければならない条件を設けると解釈する。第 1 に、ある措置がダンピング又は補助金に「特定」するものでなければならないことである。第 2 に、ある措置がダンピング又は補助金に「対する」ものでなければならないことである。(上級委 para.236)
- ・ 1916 年法事件では、アンチダンピング協定 18.1 条における「ダンピングに対する特定の措置(specific action against dumping)」というフレーズを解釈した。「ダンピング輸出に対する特定の措置とは少なくともダンピングの構成要素が現存する際にのみとられうる措置を含まなければならない」と述べた。換言すれば、ダンピング又は補助金の構成要素と分けられないほどに関係があるか、強い関係を有するものでなければならない。このことは、ダンピング又は補助

金の構成要素が何であるかをいかにして決定するかという問題に達する。(上級委 para.238~240)

- ・CDSOA の文言から、特に 1930 年関税法 754 条(a)から、CDSOA offset payments が GATT1994 第 6 条に定義されるダンピング決定あるいは SCM 協定に定義される補助金の決定と分けられないほどに関係があり、そして強い関係を有するものであると判断する。CDSOA の文言は明確である。第 1 に、CDSOA offset payments はアンチダンピング税又は相殺関税が徴収された際のみになされう。第 2 に、そのような税はアンチダンピング税規則又は相殺関税規則に従ってのみ徴収されう。第 3 に、アンチダンピング規則税規則は、GATT1994 第 6 条及びアンチダンピング協定で定義されるダンピングの決定に続いてのみ課されう。第 4 に、相殺関税規則は SCM 協定における補助金の定義に従って、輸出が補助金を支給されたとの決定に引き続いてのみ課されう。上記の要素に照らせば、パネルの、ダンピング決定と CDSOA offset payments の間に明確で、直接的で、そして不可避な関係があるという点でパネルに同意する。そして、それは補助金にも同様のことが該当すると信ずる。したがって、CDSOA は、AD 協定 18.1 条及び SCM 協定 32.1 条の意味におけるダンピング又は補助金に関連した特定の措置であると判断する。(上級委 para.242)
- ・1916 年アンチダンピング法事件におけるわれわれの声明、すなわち、18.1 条における「ダンピング輸出に対する特定の措置」とは、ダンピングの構成要素が現存する状況に対してとられる措置であるとの趣旨で、「対する」という文言から生じる条件の性質に関して決定的ではないと同意する。パネルは、それがダンピング又は補助金に対して不利な関係を有するのであれば、AD 協定 18.1 条及び SCM 協定 32.1 条の意味におけるダンピング又は補助金に対して措置が作用するとの立場に立っている。(上級委 para.247)
- ・AD 協定 18.1 条及び SCM 協定 32.1 条において、措置が輸入産品に直接関係するものでなければならない、又は輸入者、輸出者、あるいは外国生産者による輸入産品に関するものでなければならないとの要件は存在しないとのパネルの見解に同意する。措置の概況及び構造が不利な関係を有し、ダンピング措置又は補助金措置の効果を減ずる、又はそれらの措置を止めるインセンティブになるかどうかを評価する必要がある。(上級委 para.253)

- ・ CDSOA は、ダンピングされた産品又は補助金の助成を受けた産品の生産者・輸出者から財政上の資源を国内競争者に移転するものである。したがって、CDSOA offset payments の授受は、国内産業にとっての競争者に対して競争力のある立場を確立するための資金を使用する権利を得ることとなる。こうして、外国生産者・輸出者はダンピング輸出又は補助金の助成を受けた産品の輸出に携わらない、あるいはそのような措置を停止するインセンティブを有することとなる。CDSOA は疑いなく、AD 協定 18.1 条及び SCM 協定 32.1 条の意味における、ダンピング又は補助金に「対する」措置である。(上級委 para.255~256)
- ・ また、米国は、競争状態テストを AD 協定 18.1 条及び SCM 協定 32.1 条に導入する見解について上訴を行っていた。CDSOA がダンピング又は補助金に「対する」措置であるか否かを決定する際に、パネルが国内産品とダンピングされた産品・補助金によって助成を受けた産品との競争状態を評価し、そして両者の競争関係にもたらす措置の影響を評価することは必要でなかったし、また関係ないことであった。「対する」との文言の分析は、より措置の概況や構造におかれたもので、かかる分析は措置の競争状態に対する経済学的評価を義務づけるものではない。(上級委 para.257)
- ・ パネルの見解では、CDSOA がダンピング提訴・相殺関税提訴の財政上のインセンティブになっていることから一層の提訴増加に帰結する、という見解にもたって、当該措置がダンピング又は補助金に対する措置であるとしたが、これは不適切である。この見解に従えば、AD 協定 18.1 条及び SCM 協定 32.1 条は過剰に拡張適用されることとなる。(上級委 para.258)
- ・ CDSOA がダンピング又は補助金に「対する特定の措置で」とであると判断し、CDSOA は GATT6 条、AD 協定、SCM 協定が許容する措置でないため、AD 協定 18.1 条、SCM 協定 32.1 条に整合的ではない。(上級委 para.263~273) CDSOA は AD 協定 18.1 条及び SCM 協定 32.1 条に反して、ダンピング又は補助金に対してとられる許容されない措置であるとのパネルの判断を、異なる理由付けであるものの、支持する。

論点 B. 財政上のインセンティブの付与は AD 協定 5.4 条、SCM 協定 11.4 条に整合的か否か。

1 . 申立国の主張

- ・ 一国が他国が訴えるための権利を規定する際、自国のために財政上のインセンティブを規定することは誠実さの原則に整合的ではない。(パネル para.7.54)
- ・ バード修正法案は、国内産業の真の利益を計る調査の開始を限定するための AD 協定 5.4 条と補助金協定 11.4 条の目的を否定する。国内生産者の支持が財政上のインセンティブとともにもたらされた時、この支持は誠実ではなく、AD 協定 5.4 条と補助金協定 11.4 条の調査の目的は認められない。(パネル para.7.55)

2 . 被申立国の主張

- ・ 米国は、AD 協定 5.4 条と補助金協定 11.4 条は、提訴は国内産業の利益によるものか、そのためのものかを決定する客観的な数量基準を含んでおり、それらはバード修正法案によって影響を受けるものではなく、国内生産者が提訴を行う理由を定める規定はないと主張する。(パネル para.7.57)

3 . パネルの判断

- ・ バード修正法案は、米国の調査の影響力が申請支持の段階で客観的で公平な調査を行えなくさせるものであるか、バード修正法案は AD 協定 5.4 条、SCM 協定 11.4 条を傷つけるものであるかが問題である。調査開始には AD 協定 5.4 条、補助金協定 11.4 条の量的基準と、AD 協定 5.2 条、補助金協定 11.2 条の必要条件を尊重することが義務づけられている。すなわち、調査は国内産業への AD 税や相殺関税による影響が少ない状況のもとでは行われず、少なくとも産業の 50%の支持が必要である。(パネル para.7.60~7.61)
- ・ バード修正法案は、国内生産者が AD 調査を申請し、また AD 調査を支持する財政上のインセンティブを与え、特に AD 調査を支持することによって、後にアンチダンピング税を得ようとする生産者が現れることについては深刻な懸念があると結論付ける。AD 協定 5.4 条は統計上の基準と一致すべきであるものであるだけで、国内生産者の意図を調査することを課すものではないという米国の主張は、それだけでは正しいが、国内産業がダンピングによる影響を受

けたかを追跡する必要がある。しかし、支持は、もしもダンピングがあった場合、また AD 税がかけられたとしたら、相殺関税の可能性を理由に得られるものである。国際社会における重要な一般原則である誠実さの原則によれば、当事国は条約もしくは条約規定の趣旨及び目的を損なってはならないが、バード修正法案は AD 協定 5.4 条及び補助金協定 11.4 条の意義を失わせるものである。(パネル para.7.62~7.65)

4 . 上訴国の主張

- ・ CDSOA は、米国政府から国内産業に対する資金の分配を規定するものであり、ダンピングされた製品又は補助金によって助成された製品に措置を貸すものでなく、また、輸入者、外国生産者、輸出者に対して特定の法的義務を課すものではない。(上級委 para.16)
- ・ パネルはアンチダンピング協定、GATT6 条の目的に照らした文脈において、「対する」という通常の意味を考慮しなかった。パネルが、「対する」について、直接的であれ間接的であれ、いかなる形態における不利な関係を指し、輸入製品と直接適用されるかそれに責任を有するものがあるとの要件を意味しないと判断したことは誤りである。そして、不利な関係について、国内製品と輸入品との競争関係における効果によって立証するとの結論は誤りである。(上級委 para.20~21)

5 . 被上訴国の主張

- ・ 法規定それ自体に鑑み、措置がダンピングの構成要素があるときのみとられるところから、当該措置は特定の措置を構成する。すなわち、CDSOA はダンピング及び補助金に向けられた措置なのである。さらに、ダンピングの決定と CDSOA に基づく埋め合わせ金の分配との明確な関係が存在する。(上級委 para.98)
- ・ パネルは、CDSOA がダンピングに対して不利な関係を有するものであるとの意味において、ダンピングに対して作用するものと適切な判断を下した。AD 協定 18.1 条にも 32.1 条にも、「対する」との文言をダンピングされた製品に直接的な接触又は効果を求めるものであると解釈することには文言上の根拠は

ない。CDSOA は影響を受けた国内産業に対して、ダンピング輸入に対する競争上の優位性を改善する資源を与えるものである。これはまさに、CDSOA がダンピングに対する措置であることの要素である。(上級委 para.100)

6 . 上級委員会の判断

これらの規定に対するパネルの判断は、当該条文の通常の意味に基づいているとはいえ、したがって、パネルはウィーン条約法条約に成文化された解釈原則を適切に適用しなかったと判断する。協定の規定の解釈という任務はその規定の特有の文言から開始しなくてはならない。(上級委 para.281) パネルは、あまりにも性急に当該規定の文言上の分析を関係ないものとして忘却した。したがって、文言上はパネルの解釈は支持されないものと結論できる。(上級委 para.285~286)

- ・ CDSOA は、調査当局が提訴のための支持の程度を審査することを求められるという事実、そして、十分な支持が表明されたときのみ提訴が国内産業のためになされたことを審査されるという事実を変更するものではない。したがって、CDSOA は、AD 協定 5.4 条及び SCM 協定 11.4 条の目的を減じるものではない。同様の理由によって、CDSOA が AD 協定 5.4 条及び SCM 協定 11.4 条に含まれる数量基準テストを関係ないものとし、そして、まったく無意味なものとしているとのパネルの見解には同意しない。(上級委 para.289)
- ・ パネルは、AD 協定 5.4 条及び SCM 協定 11.4 条が、国内産業によって表明された支持は損害の産業全般の関心の証拠であると確認するために導入されたとの見解にも立った。そのような支持がかかる関心のみを証拠に取られるとは同意しない。(上級委 para.290)
- ・ パネルは、CDSOA によってより多くの提訴という結果に結びつく判断したが、パネルの記録に含まれる証拠によれば、そのようなこじつけられた結論を支持しない。第 1 回文書提出において、米国は、アンチダンピングや相殺関税訴訟にあたり、国内産業が十分な産業の支持を有さないことはまれであると説明した。この陳述の根拠において、米国はパネルに CDSOA 発効に先立つ 1 年間で、すべての提訴は支持のための法的ハードルを満たしたとの調査を提出した。パネルは、CDSOA はそれ自体で「効果的に国内産業に提訴を支持するよ

うな委任をする」との陳述に根拠を有していないと信じる。仮に、CDSOA が国内産業に提訴を支持するような財政上のインセンティブを生み出すとしても、CDSOA がそれ自体で生産者にそのような行動を裁量的であれ、義務的にあれとらせるとはいえないであろう。(上級委 para.292~293)

- ・以上の理由から、CDSOA はそれ自体で AD 協定 5.4 条及び SCM 協定 11.4 条に整合的ではないとのパネルの決定を覆す。(上級委 para.294)
- ・パネルの結論では、米国は AD 協定 5.4 条及び SCM11.4 条の下での義務に誠実に行動しなかったとみなされうるとした。紛争解決パネルは、加盟国が誠実に行動しなかったか否かを決定する根拠がある。そのような結論を裏付けるためには、ただの違反以上の証明が必要である。パネルの記録における証拠では、米国は誠実に行動しなかったとみなされうるとのパネルの陳述を支持することはない。パネルの結論は誤りであり、したがって、これを拒絶する。(上級委 para.295~299)

論点 C. バード修正条項は特定性を有し、そして悪影響を与える補助金であり、SCM 協定 5 条(b)に違反するかどうか。すなわち、バード修正条項が、特定性を有する補助金か、悪影響をもたらす補助金か否か。

1 . 申立国の主張

バード修正条項は、GATT1994 の 2 条と 6 条によるメキシコの利益を無効化又は侵害するものであるから、SCM 協定 5 条(b)に違反する。

2 . 被申立国の主張

バード修正条項は、特定性も有しないし、悪影響も与えていないので、SCM 協定 5 条(b)の訴訟の対象となるような補助金ではない。

3 . パネルの判断

・ 特定性を有する補助金か

- ・ 特定性については SCM 協定 2 条に規定されており、メキシコは 2.1 条(a)の特定性を有していると主張する。ここでは、2.1 条(a)の意味における

特定性を有しているかどうかのみを判断する。(パネル para.7.107~7.108)
2.1 条(a)には「補助金の交付の対象を明示的に限定している場合には…」とされているが、「特定企業」とは 2.1 条の冒頭に、「一の企業若しくは産業又は企業若しくは産業の集団」を速記したものであると記されている。よって、2.1 条(a)の特定性について判断するためには、バード修正条項が明示的に補助金の対象を「企業若しくは産業又は企業若しくは産業の集団」に限定しているか否かをみる必要がある。(パネル para.7.109)

- ・ SCM 協定 5 条(b)に違反していると申し立てられているのはバード修正条項であり、補助金ではない。すなわち、5 条(b)が適用されるためにはバード修正条項プログラム自体が特定性を有する補助金である必要がある。問題なのは補助金そのものが特定の企業や産業、又はその集団に対してのみ向けられているなどの意味で特定性を有しているか否かである。メキシコは、バード修正条項そのものの対象が明示的にひとつの企業若しくは産業若しくは産業の集積に限定されるとは主張していない。よって、バード修正条項が SCM 協定 2.1 条(a)の意味での特定性を有しているかを判断する必要はない。

・ 悪影響をもたらす補助金か

- ・ 「違反」による利益の無効化又は侵害について、メキシコは、SCM 協定 5 条(b)を主張するためには、補助金の使用が無効化又は侵害をもたらしたことを証明しなければならない。バード修正条項がアンチダンピング協定 18.1 条 GATT6 条 2 項違反であるという事実は、無効化又は侵害をもたらさない。なぜならこれらの条文の違反は、補助金としてのバード修正条項の使用がもたらした影響については何も述べていないからである。(パネル para.7.119)
- ・ 「非違反」による利益の無効化又は侵害については、日米フィルム事件が参考になるが、そこでは、WTO 加盟国による措置の適用、対象協定によって与えられる利益の存在、措置の適用の結果としての利益の無効化又は侵害、これらをひとつずつ検討していく。補助金プログラムの存在とそのプログラムの利用可能性があれば「適用」があったと考える。利益の存在については、メキシコは GATT1994 の 2 条と 6 条によっ

て与えられている利益を主張している。米国は、これらの規定の下で関税譲許の利益がメキシコに与えられていることを否定していない。よって、この要件は充足されているものとする。また、本件では、パネルはバード修正法案の下で交付された実際の補助金ではなく、バード修正条項そのものを審査しているので、バード修正条項の相殺金支払いが組織的に関税譲許の効果を相殺するものであるのかを判断することはできない。(パネル para.7.120~7.128)

- ・これらの理由から、メキシコは違反申立に失敗している。さらに、メキシコは非違反申立に必要な要件を満たすことにも失敗している。よって、メキシコの、バード修正条項が SCM 協定 5 条(b)の意味での「悪影響」を生じさせたという主張も通らない。(パネル para.7.132)

上級委員会の決定及び結論

- ・CDSOA は、AD 協定 18.1 条及び SCM 協定 32.1 条に反した許容されないダンピング又は補助金に対する特定の措置であるとのパネルの決定を支持する。
- ・結論として、CDSOA は AD 協定及び SCM 協定の規定に整合的でなく、したがって、米国は AD 協定 18.4 条、SCM 協定 32.5 条、及び WTO 協定 16.4 条に整合的でないとしたパネルの決定を支持する。
- ・DSU3.8 条に従って、CDSOA が AD 協定及び SCM 協定の規定に整合的でないという趣旨において、CDSOA はそれらの該当する協定の下で生じる申立国の利益を無効化又は侵害しているとのパネルの決定を支持する。
- ・CDSOA は、AD 協定 5.4 条及び SCM 協定 11.4 条に整合的であるとしたパネルの決定を覆す。
- ・CDSOA は AD 協定 5.4 条及び SCM 協定 11.4 条に整合的であるとしたパネルの決定を覆す。
- ・AD 協定 5.4 条及び SCM 協定 11.4 条の下での義務に関して米国が誠実に行動しなかったとみなされうるとのパネルの決定を拒絶する。
- ・米国による、パネルはメキシコによって提起された紛争における分離したパネル報告書を提出しなかったことで、DSU9.2 条に整合的でない行動をとったとの主張

を拒絶する。

・解説

1 . 手続上の論点

今回、報告採択に関する DSB 会合開催に関してカナダによる DSB 開催要請が行われた。この点、DSU17.14 条では、開催要請権者の制限はない。そして、一般理事会合手続規則²rule4 においても議題登録に関する主体の制限はない。対抗措置を要請する権利を定めた DSU22.2 条もまた、会合開催要請は、対抗措置を承認する権利を得ることの必要条件ではない。従って、カナダによる DSB 開催要請それ自体は、カナダに先立ち協議要請を行った 9 カ国（日本を含む）(WT/DS217/1)の権利を阻害するものではないといえる。しかし、この点、開催要請権者に関する制限については、今後、制限すべきか否かについては、紛争処理見直しの論点の一つとして検討する価値はある。ただし、開催要請権者に対する制約がない現在のシステムにおいては、開催要請の権利をどのように利用するのか、通商交渉戦略として、常に念頭に置いておくべき事柄であるといえる。

2 . 実体上の論点

・ AD 協定 18.1 条と、補助金協定 32.1 条

a . 競争条件を不利に変更するというパネルの判断を上級委員会が判断しなかった理由

上級委は、パネル判断中にある「an adverse bearing on dumping」(and subsidization)³の基本的発想を踏襲しつつ、バード条項の構造 (structure and design) が、ダンピングないし補助金措置を「思いとどまらせる (dissuade) する効果、もしくは、当該措置を廃止するインセンティブを生むか否かとい

² Rules of Procedure for Meetings of WTO Bodies, General Council Chapter II(Agenda), Rule 4

³ See example 7.17, WT/DS217/R, WT/DS234/R.

う判断基準を提示した。⁴これは、Against の文理解釈として一定の妥当性はあるものの、dissuade、creates an incentive という基準は、解釈として幅広く当該類似行為を規制することになるのではないかという問題もある。

次に、競争条件を不利に変更するというパネルの示した要件は、AD 協定の解釈論として、従来の条文の規定に存在しない新たな審査基準を付加するものではないかという疑問がある。さらに、パネルは、競争条件を不利に変更するという認定について、詳細な経済分析を行っているわけではないので、当該判断基準の具体的内容はパネルでは示されていない。これに対して、上級委員会は、条文を正確に解釈するという視点に立脚し、不必要な加重要件と受け取られる懸念のある競争条件に関する判断を否定した。この判断は、妥当であると考えられる。

b . ガット 6 条の法的地位

ガット 6 条は、2 条の例外であり関税措置に限定、バード条項は、補助金措置も含まれている、この点をどのように理解するか？

バード修正条項は、WTO 協定上、アンチダンピングと補助金協定双方に関連している。その意味では、WTO 協定に関して、単一の協定や条文のみでその WTO 整合性を判断することができない、いわば、複合的性格を有する法律である。これに対して、以前問題となった 1916 年 AD 法は、AD 協定違反の「措置」以外の何物でもなく、それ以上に補助金的性質もなければ、他の関連状況との抵触を引き起こすものではなかった。この相違点は、非常に重要である。そして、この点をアメリカ側はとらえて、バード修正条項をもっぱら補助金協定上の問題として議論することで、バード修正条項の正当化を図る、若しくは最低限、AD 協定に違反するという認定を回避しようと

⁴ we believe it is necessary to assess whether the design and structure of a measure is such that the measure is "opposed to", has an adverse bearing on, or, more specifically, has the effect of dissuading the practice of dumping or the practice of subsidization, or creates an incentive to terminate such practices. In our view, the CDSOA has exactly those effects because of its design and structure. (para 254, WT/DS217/AB/R, WT/DS234/AB/R)

考えたと推測できる。しかし、上級委員会は、本件について、1916年AD法がガット11条のみが問題となるのに対して、バード条項は補助金に関する問題であるといった認定を行わず、この複合的性格に則して、補助金そしてアンチダンピング双方の協定との整合性を精査している。

ただし、上級委は、バード条項が、アンチダンピングと補助金それぞれの「協定により解釈される1994年のガットの規定による場合」すなわち、バード条項が補助金協定、アンチダンピング協定によって認められた措置ではないと判断するにとどめている。⁵このことから、同条項の廃止もしくはWTO協定整合的な修正に係る履行(同条項の廃止ないしWTO協定整合的な修正)が確認できなかった場合には、DSU21.5条問題となる。

c. 本件判断の射程及び履行問題

バード条項が違反とされた本質的理由

本件は、バード条項の structure and design それ自体が、AD協定及び補助金協定違反とされた。ただし、詳細に検討すると、仮に本件を補助金協定のみで申立した場合に、補助金協定5条ないし6条違反となるかは、相当に微妙である。

射程範囲

ア) 一般財源から、被害産業に対する補助金支出

バード条項は、補助金協定に基づいて違法とされたものではなく、AD協定と補助金協定の両条項を問題として初めてその違法性が明確にされるものである。本件のように一般財源からの支出ということになれば、本件は、補助金協定5条、6項に該当するか否かを個別に判断することとなり、本件射程範囲には含まれない。なお、補助金の財源の性質から、当該補助金をWTO協定違反とすべきか否かは別途検討を

⁵ The Appellate Body *recommends* that the DSB request the United States bring the CDSOA into conformity with its obligations under the *Anti-Dumping Agreement*, the *SCM Agreement*, and the GATT 1994. (para 319, WT/DS217/AB/R, WT/DS234/AB/R)

要する。

イ) AD 税を被害産業の労働者の転職支援基金とする

バード条項に関する判断を見る限り、本件上級委員会報告が援用され、協定違反となる可能性がある。ただし、転職支援基金という性質をどのように解するかによって判断は異なる。

ウ) AD 税を被害産業地域インフラ整備のための補助金とする

バード条項に関する判断を見る限り、本件上級委員会報告が援用され、協定違反となる可能性がある。ただし、本件では、補助金対象が被害産業ではなく、被害産業地域であり、またインフラ整備であることから、仮に本件のような措置が執られ、WTO 協定違反に関する判断が求められた場合には、バード条項とは、区別されて判断される可能性もある。

いずれにせよ、バード条項に関する本件上級委員会報告は、その射程範囲を拡張して考えるべきではない。

・ 補助金協定

特定性

パネル報告書注 331 において、本件申立当時、バード条項に基づく実際の補助金分配が行われていないことを指摘することで、本件の判断の射程範囲をバード条項それ自体が協定違反となるか否かに限定している。メキシコは、補助金協定 2 条 1(a)の交付対象の明示的特定性を主張していないとして、メキシコの主張を否定している。しかし、本件については、実際の分配が行われていないことをパネルが過度に強調し、実質的に判断を回避した点では、申立国側にとって支払われた補助金それ自体に対する対抗措置の道を事実上封じることになり、問題があるといえる。

バード条項により分配された AD 税、相殺関税の特定性

本件の場合、補助金分配の方法次第では、イエロー補助金に該当する可能性があり得る。なお、特定性については、2 条 1(c)の適用によって認められる。